国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release
資料－4

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令和３年５月２８日
都市局都市計画課
水管理・国土保全局河川計画課
住宅局建築指導課

「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成しました

～気候変動により増大する水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進します～

国土交通省では、気候変動により増大する水災害リスクに対する水災害対策とまちづくりのより一層の連携を推進するための方策等について検討するため、「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、有識者による議論を重ね、昨年８月に提言がとりまとめられました※。

今般、本提言に沿って防災まちづくりに取り組む地方公共団体等を支援するため、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」（別添１）を作成しましたので、公表します。

※検討会及び提言については、以下の国土交通省ウェブページを参照ください。
http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000059.html

＜「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」の概要（別添２）＞

治水部局やまちづくり部局など関係者が連携して防災まちづくりに取り組むことができるよう、以下の項目について基本的な考え方を提示。

①多段階の頻度における浸水想定や河川整備前後の浸水想定等の防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報の充実
②ハザードの特性や地域の状況に応じた地域ごとの水災害リスクの評価
③水災害リスクの評価に加え、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスを考慮した、防災まちづくりの方向性の決定
④水災害リスクが存在する区域における、リスクを軽減又は回避するための総合的な対策の検討及び地域の関係者との合意形成
⑤流域・広域の視点からの関係者の連携体制の構築、人材の確保・育成等

※本ガイドラインは、以下の国土交通省ウェブページに掲載されます。
http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000059.html

今後、国土交通省では、本ガイドラインを地方公共団体等に積極的に周知し、流域治水プロジェクトや立地適正化計画の作成等において、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりが推進されるよう、支援してまいります。

【問合せ先】
国土交通省　都市局　都市計画課　原田、矢吹
TEL　代表 03-5253-8111（内線：32653）　直通 03-5253-8410　FAX 03-5253-1590
国土交通省　水管理・国土保全局　河川計画課　河川計画調整室　松山、石田
TEL　代表 03-5253-8111（内線：35376）　直通 03-5253-8445　FAX 03-5253-1602
国土交通省　住宅局　建築指導課　建築物防災対策室　大島、佐瀬
TEL　代表 03-5253-8111（内線：39569）　直通 03-5253-8514　FAX 03-5253-1630

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】①

国土交通省

別添2

概要

○近年、激甚な水災害が全国各地で発生し、今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、さらに頻発化・激甚化することが懸念されることから、河川整備等と防災まちづくりの総合的・重層的な取組により、水災害に強いまちづくりを目指すことが必要。

○このような状況を受け、国土交通省は「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年8月に提言をとりまとめ。今般、提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や防災まちづくりを進める考え方・手法を示す**「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」**を作成。

○地方公共団体の治水、防災、都市計画、建築等の各分野の担当部局が、これまで以上に連携を深め、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組んでいけるよう、本ガイドラインを周知し、支援。

○本ガイドラインの内容は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりについて、現時点で妥当と思われる基本的な考え方を整理したもの。今後、各地域での取組を通じて得られた知見を随時反映し、法制度の改正等も踏まえ、必要に応じて見直し、充実。

「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

開催経緯

令和２年１月　８日　第１回検討会
４月１７日　第２回検討会
６月１２日　第３回検討会
７月１６日　第４回検討会
８月２６日　提言とりまとめ
令和３年３月１７日　第５回検討会
５月２８日　ガイドラインとりまとめ

委員名簿　（◎座長、○副座長　敬称略、五十音順）

	岡安　章夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門教授
	小山内　信智	政策研究大学院大学教授
	加藤　孝明	東京大学生産技術研究所教授
	木内　望	建築研究所主席研究監
○	立川　康人	京都大学大学院工学研究科教授
◎	中井　検裕	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	中村　英夫	日本大学理工学部教授
	藤田　光一	河川財団河川総合研究所長

事務局　国土交通省　都市局、水管理・国土保全局、住宅局

ガイドラインの全体像

取組主体：市町村（主な実施者）、国及び都道府県（重要な協力者）を想定。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの全体の流れ

- ハザード情報を整理し、防災まちづくりの検討に必要なハザード情報を充実。
- ハザード情報をもとに、地域ごとに水災害リスクの評価を行い、防災まちづくりの方向性を検討。
- 水災害リスクの評価内容に応じて、当該リスクを軽減又は回避する対策を検討し、防災まちづくりの目標を設定。新たなハザード情報が必要となった場合には、情報をさらに充実。
- まちづくりにおける対策では地域の水災害リスクの軽減に限界がある場合には、治水部局において、水災害ハザードを軽減させるために更なる治水対策等の取組を検討。

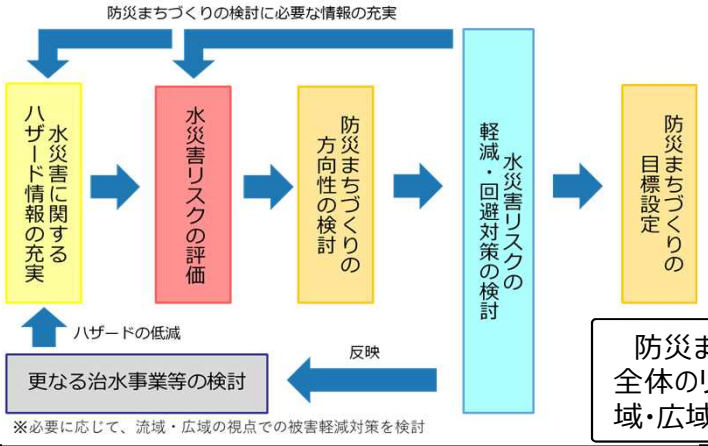

防災まちづくりの推進に当たっては、流域全体のリスク分担のあり方の検討など、流域・広域の観点からの連携が必要。

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】②

国土交通省

ガイドラインの概要

1．防災まちづくりに活用できる水災害に関するハザード情報

①既に公表されているハザード情報（法定の洪水浸水想定区域、治水地形分類図等）に加え、防災まちづくりに活用できるハザード情報（より高頻度の浸水想定や河川整備前後の浸水想定等）を新たに作成。

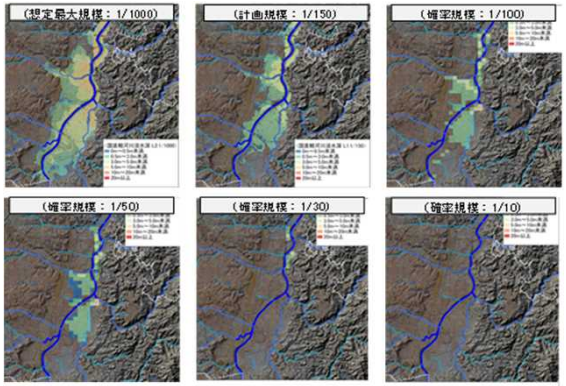

多段階の浸水想定区域図のイメージ

大阪府流域整備後。神崎川ブロック河川整備計画完了時。安威川ダム完成。各河川ため池貯留。神崎川掘削（1/40）後

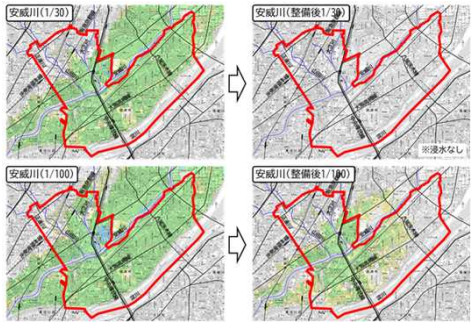

河川整備前後の浸水想定の例

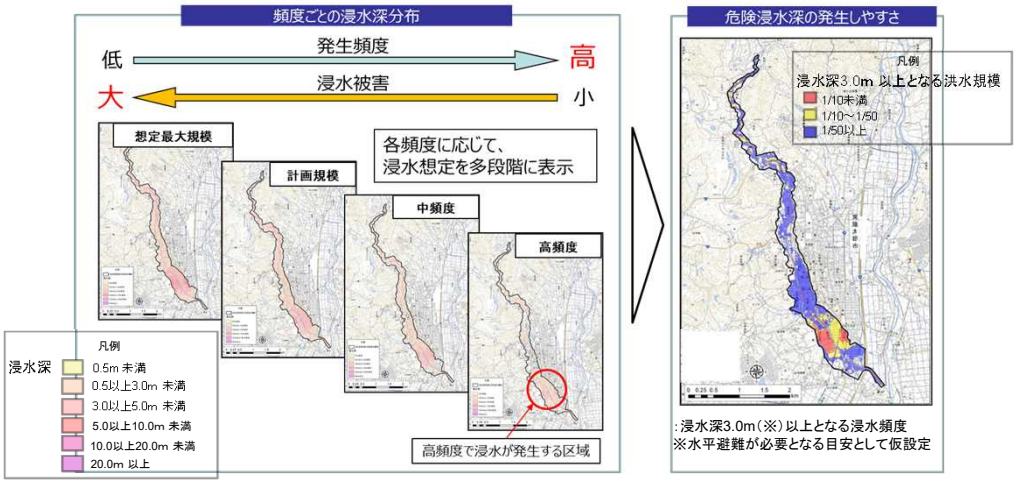

多段階の浸水想定区域図を用いた危険浸水深の発生しやすさの評価

②①の新たなハザード情報は、河川管理者等（各地方整備局河川部又は当該河川の河川国道事務所及び都道府県等）が、防災まちづくりの取組主体である市町村との連携・調整のもと作成。

2．地域における水災害リスク評価

①1．のハザード情報に加えて、暴露及び脆弱性の情報により、水災害による損失を表す「水災害リスク」を評価。

水災害リスク ＝ (ハザード（洪水・雨水出水・津波・高潮、土砂災害） × 発生確率) × 暴露（ハザードを被る人命、財産等） × 脆弱性（被害の受けやすさ）

②ハザードの特性や地域の状況に応じて、水災害リスクの評価項目を設定。

- 人的被害（深い浸水による人の死亡、氾濫流による家屋倒壊　等）
- 経済的被害（家屋、事業所資産の浸水被害、交通の途絶　等）
- 都市機能上・防災上重要な施設（庁舎、医療施設等）の機能低下

②で設定した項目ごとに①に従って水災害リスクを評価し、視覚化した上で、水災害リスクが高い地区を抽出。

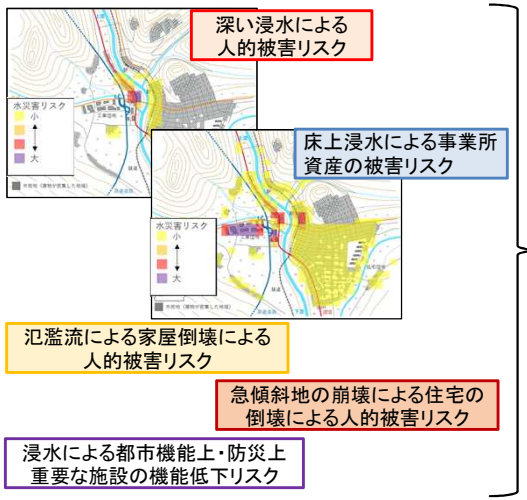

水災害リスクが高い地区の抽出のイメージ

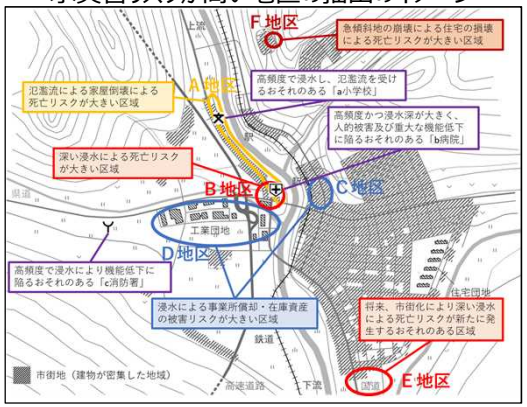

③ハザードの発生頻度ごとに水災害リスクの大きさを評価し、地域の水災害リスクの構造を把握。

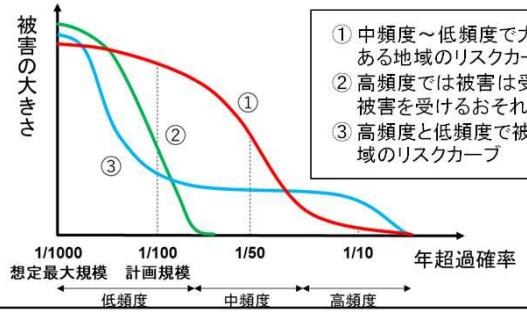

① 中頻度～低頻度で大きな被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ
② 高頻度では被害は受けないが、低頻度で甚大な被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ
③ 高頻度と低頻度で被害を受けるおそれのある地域のリスクカーブ

水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン【概要】③

国土交通省

ガイドラインの概要

3．水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの方向性

①２．で評価した水災害リスクを可能な限り避けることを原則としつつ、都市の構造、歴史的な形成過程、人口・経済・土地利用の動態等を踏まえ、地域の持続可能性やまちづくり全体との総合的なバランスを考慮し、防災まちづくりの方向性を決定。

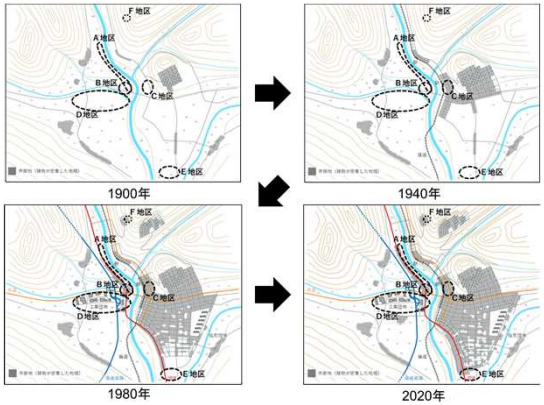

都市の歴史的な形成過程

都市計画の内容

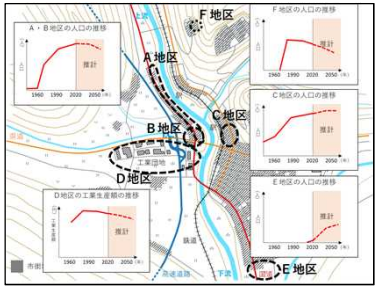

人口・経済の動態

②水災害リスクが存在する区域ごとに、以下の方向性を検討。

- 都市機能上の必要性等を勘案し、水災害リスクを軽減し、又はこれ以上増加させない対策を講じながら、都市的土地利用を継続。
- 残存する水災害リスクが大きいことが見込まれることから、都市的土地利用を回避。

5．関係者間の連携

①上流・下流、本川・支川の治水バランスを確保し、流域全体で安全を確保するため、流域・広域の視点から関係者が連携。

②関係部局間の連携体制の構築、各分野横断的な知識を有する人材の確保・育成、専門家の協力体制の構築。

4．水災害リスクを軽減又は回避する対策

①３．の防災まちづくりの方向性の実現に向け、水災害リスクが存在する区域について、リスクを軽減又は回避するための対策を総合的に検討。

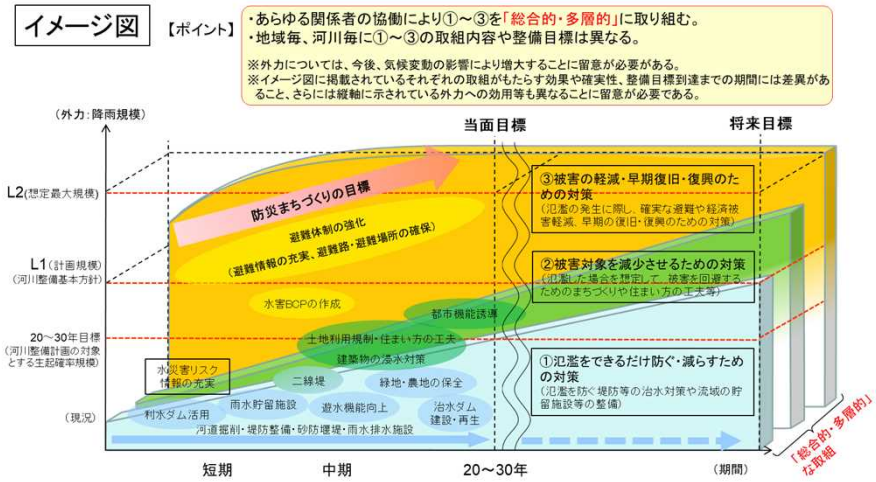

②対策を計画的に実行していくために、防災まちづくりの目標を設定。

③地域にどのような水災害リスクが存在し、そのリスクを軽減又は回避するためにどのような対策を行う必要があるのか、地域の関係者との合意形成が図られることが重要。

建築物の浸水対策
（脆弱性を小さくする対策）

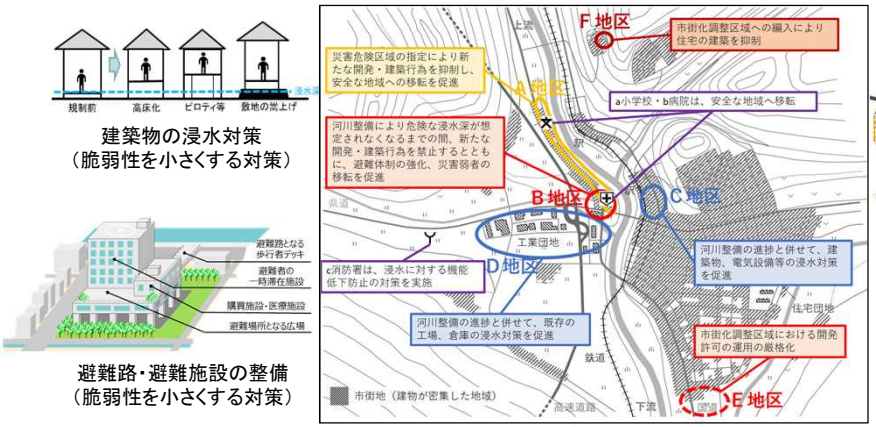

防災まちづくりの対策内容

避難路・避難施設の整備
（脆弱性を小さくする対策）

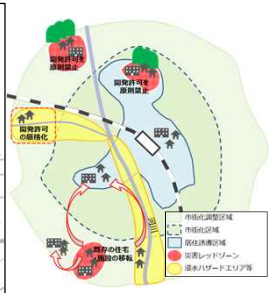

土地利用の規制、
安全な区域への移転
（暴露を小さくする対策）